

## 専 決 処 分 書

野田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

## 野田市条例第19号

野田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例  
の一部を改正する条例

野田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。